

外ぼう障害に係る障害等級の見直しの論点（案）

1 判決の趣旨の確認

- ① 男女差を設けることについての行政裁量の範囲
 - ・ 男女に差を設けることは直ちに違憲とはいえない。
 - ・ 障害補償給付を受ける権利への制約に関する厚生労働大臣の裁量は、表現行為や経済活動などの人権への制約場面に比し、比較的広範であると解される。
- ② 男女差の立証責任
 - ・ 男女に差を設けていることについて、その策定理由に合理的根拠があり、かつ、その差（別）が策定理由との関連で著しく不合理なものではなく、厚生労働大臣に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていると認められない場合には、合憲である。
 - ・ 国は、障害等級表において、男女に差を設けていることの合憲性について立証しなければならない。

2 男女差を解消する方向での障害等級設定の在り方

- ① 外ぼう障害の労災保険における評価の在り方
 - ・ 労災保険は、基準法に基づく事業主の災害補償責任（無過失責任）を担保する制度であり、そもそも慰謝料を払うことは予定しておらず、精神的苦痛の大小により障害等級を決定することは不適當であるが、何に着眼して評価することが適當か
 - ・ さらに、労災保険における障害等級は、職種、年齢等を考慮せず、一般的な労働能力の喪失の程度に応じて、障害等級を評価することとされている。
- ② 男女差を解消する方向での障害等級設定の課題（観点）
 - ・ 例えば5 cm以上の線状痕が残ったことをもって7級と評価することは、他の障害と比較して著しく均衡を欠くのではないか（男性を女性の等級に合わせるこの問題）。
 - ・ 女性の外ぼう障害の評価を男性よりも高めていた社会的背景にどのような変化があったのか。
- ③ 最も著しい障害等級の格付けの在り方
 - ・ 外ぼう障害の見直し後の障害等級について、現行の障害等級表のうち、女性の外ぼう障害の最も高い等級である第7級とすべきか
 - ・ 外ぼう障害に係る現行の障害等級に関わらず、外ぼう障害に係る最も著しい障害等級を新たに設定すべきか。
- ④ 障害等級の段階設定の考え方
 - ・ 外ぼう障害に係る障害等級設定について、現行の障害等級表の例にならい2段階とすべきか。
 - ・ 2段階とすると、外ぼう障害の程度により、その取扱いに著しい差異が生じることから、3段階といったより細かな障害等級設定とすべきか。

3 男女差を残すべきやむを得ない事情の存否

- ・ 男女差を残すべきやむを得ない事情はあるか。ある場合の具体的な事情は何か。